

日本核酸化学会 日本核酸化学会賞（池原賞）規程

(2017年10月23日の評議員会、11月14日の総会で承認の後に施行予定)

(総則)

第1条 日本核酸化学会賞（池原賞）の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 本賞は、本会会員で、顕著な研究業績により核酸化学の深化や新たな研究展開に指導的役割を果たし、独創的かつ優れた業績を挙げたものに授与する。

(受賞件数)

第3条 本賞の受賞件数は、原則毎年2件以内とするが候補者多数の年は最大3件までとする

(委員会の設置)

第4条 本賞の受賞候補者を選考するため、学会賞候補者選考委員会（以下「委員会」）を設ける。委員会の委員は学会長の推薦により本会評議員より若干名を選出するが、核酸化学の各分野に偏りの無いように配慮する。委員長は委員の互選により定める。

(候補者の推薦)

第5条 本賞の受賞候補者の推薦は、他薦によるものとする。本会評議員である推薦者は、推薦理由を添えて候補者を推薦するとともに、選考委員会の求めに応じて必要な資料を提出しなければならない。

(委員会における審議及び選考)

第6条 委員会は推薦理由をもとに受賞候補者を絞り、推薦者が提出する資料にもとづいて若干名の受賞候補者を選び、選定理由を付して学会長に報告する。なお、受賞候補者が無い場合も、その旨を学会長に報告する。選考にあたっては、原著論文業績の他に啓蒙的役割を果たした著書類及びそれらの国内外の波及効果、加えて本会並びに核酸化学への貢献に留意する。

第7条 委員が被推薦者となった場合で、選考の最終段階に候補として残った場合には、委員会から外れるものとする。

(受賞者の決定)

第8条 学会長は、委員会が選定した候補者について評議員会に諮り承認を得て、これを受賞者として決定し、直ちに本人に通知をする。また、受賞候補者が無い場合には、評議員会の了承を受けて、受賞者が無いことを会員に公表する。

(受賞者の表彰)

第9条 授賞式は、受賞者決定後に開催される国際核酸化学シンポジウム（ISNAC）において行う。受賞者には賞状及び副賞を贈呈する。

第10条 受賞者は、原則として、その授賞式が行われる ISNAC において記念講演し、その内容を本会の学会誌に総説として投稿する。

(学会賞の英訳名)

第11条 本賞の英文名は、”The Award of Japan Society of Nucleic Acids Chemistry (Ikehara Award) (受賞西暦年度)”とする。

(秘密の保持)

第12条 委員会の構成員は、申請書、審議、選考の内容等に関し、秘密を保持するものとする。委員会の構成員名及び受賞者名は、受賞が決定するまでは公表しないものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の承認を得なければならない。

補則

この規程は、評議員会の承認を得て施行する。